

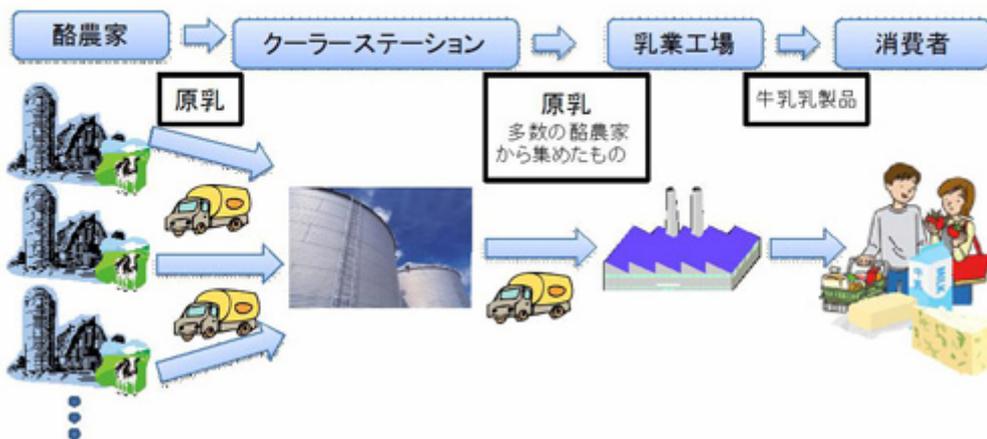
牛乳の放射性物質に関するQ & A（福島県版）

Q 1 原乳からどのようにして牛乳、乳製品ができるのですか？

A 1

酪農家で健康な乳牛から搾られた牛乳は、酪農家のタンク（バルククーラー）で5 以下に冷却され、毎日、タンクローリーで周辺酪農家の原乳と一緒に、クーラーステーション（CS）と呼ばれる集乳施設にいったん集められ、乳業工場に輸送されるのが一般的です。乳業工場では、加熱殺菌などの処理を経て、牛乳、乳製品に加工されて出荷されます。

原乳から牛乳乳製品ができるまで



農林水産省HPより

Q 2 . 牛乳・乳製品の放射性物質の暫定規制値はどれくらいですか？

A 2

食品衛生法に基づく牛乳・乳製品の暫定規制値は表1のとおりです。この規制値は海外の規制値と比較しても、十分安全性が考慮された水準となっています。

表1 原乳の摂取制限に関する指標（暫定規制値）

核種	原子力施設等の防災に係る指針における 摂取制限に関する指標値（Bq / kg）
放射性ヨウ素	300 但し、100Bq/kgを超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導すること。
放射性セシウム	200

厚生労働省ホームページ「食品中の放射性物質に関する暫定規制値の取り扱いについて」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000017tmu.html>

Q 3 . 牛乳の放射性物質については、どのような検査が行われていますか？

A 3

原発事故に係る放射性物質汚染に対して、厚生労働省は食品衛生法に基づく暫定規制値を設定（表 1）し、これを上回る食品が食用に供されないよう都道府県（14 都府県：注）に指示しています。

注：福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県、宮城県、山形県、新潟県、長野県、埼玉県、東京都、山梨県、静岡県

これを受け、牛乳や乳製品については、その原料となる原乳（生乳）について、専門の検査機関において、定期的にモニタリング検査を実施しています。

検査方法等については、下記のHPに掲載されています。

厚生労働省のホームページ「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001558e-img/2r98520000015cfn.pdf>

Q 4 . 原乳の放射性物質に関するモニタリング検査は、クーラーステーションごとにおこなわれているのですか？

A 4

福島県での原乳のモニタリング検査は、クーラーステーション（CS）または乳業工場（CSを経由せずに乳業工場に直接運ばれてくる原乳）ごとに採取された試料を検査しています。

平成 23 年 6 月 27 日「食品中の放射性物質汚染に関する『検査計画・出荷制限品目、区域設定・解除の考え方』の改正について」において、原乳の検査のための試料採取の単位は「クーラーステーション又は乳業工場単位」とされており、酪農家の原乳はいずれかのCSまたは乳業工場に搬入されますので、すべての原乳が検査対象となっています。

Q 5 . 原乳のモニタリング検査の頻度はどれくらいですか？

A 5

現在、福島県では、福島原発の警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域を除く全ての区域で出荷制限が解除されていますが、1 週間に 1 度の検査が続けられています。検査の頻度は、国内で最も高くなっています。

検査の結果、規制値を超過した場合、保管管理している原乳は廃棄され、再び、出荷制限の措置がとられます。（『検査計画・出荷制限品目、区域設定・解除の考え方』）

Q 6 . 原乳の放射性物質に関するモニタリング検査の結果は、どこで確認することができますか？

A 6

検査結果については、速やかに公表し、県のホームページに掲載しています。また、厚生労働省、農林水産省のホームページにも掲載されています。

福島県ホームページ「福島県農産物の検査結果」

http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/contents?CONTENTS_ID=23692

厚生労働省ホームページ「食品の検査結果まとめ」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001cet8-att/2r9852000001cexa.pdf>

Q7 . 検査結果にNDとありますが、NDとはどのようなことですか？

A7

放射性物質の検査については、対象となる物の状態や計測機器の誤差、測定時間等により、検出限界値があり、検出限界値未満が「ND：Not Detected（不検出）」であらわれます。

通常の検出限界値は、放射性ヨウ素、セシウムとも、1キログラム当たり1ベクレルから5ベクレル程度（10程度の場合もあります）と言われてはいますが、不検出＝1から5ベクレルではなく、数値化できる限界を示しているものです。

現在「ND（不検出）」が継続していることは、酪農家が、放射性物質に汚染されていない飼料を給与するなど、適正な管理を続けている努力によるものです。

Q8 . 出荷制限はどのような手順で、解除されているのですか？

A8

モニタリング検査結果が暫定規制値を超過した場合、原子力災害対策特別措置法に基づき食品の出荷制限の指示が発せられます。

定期的なモニタリング検査の結果が連続して暫定規制値以下（放射性ヨウ素については3回連続100Bq/kg以下、また、放射性セシウムは一市町村で3か所以上、直近1ヶ月以内の検査が全て200Bq/kg以下）となることを要件に、都道府県からの申請により原子力災害対策本部が判断することとなっています。

出荷制限の解除後も定期的なモニタリング検査は実施され、暫定規制値を超過した場合は、同様の出荷制限措置がとられることとなります。

当然、暫定規制値を超過した原乳は出荷できないため、安全が確保された原乳のみが乳業工場で牛乳や乳製品に製造されています。

Q9 . 汚染された原乳が、他の地域の原乳と混ぜて出荷されることはありませんか？

A9

そのような事実はありません。Q8でご説明したように、定期的なモニタリング検査で継続して暫定規制値を下回った地域が出荷制限解除となっています。規制値を超える原乳は、出荷制限されませんので、汚染された原乳が出荷され、他の地域の原乳と混ざることはありません。

なお、原乳は、気候の変動などで生産が増減し、地域によっては不足することがありますので、酪農が盛んな北海道から都府県に原乳が運ばれています。また、都府県内でも、時期によっては、原乳が県域を越えて流通していますが、その流通は、ブロック地域ごとに、生産者団体が集約的に管理しています。

Q10． 販売されている牛乳の産地や加工場所を確認することはできますか？

A10

牛乳のパッケージには「一括表示欄」があり、食品衛生法に基づきその記載に関する表示指導要領が示されています。その要領においては、「製造所所在地」（メーカーによっては「固有記号」で表示している場合もあります。）及び「製造者名」の記載が義務付けられていますが、原乳の「原産地」に関する表示は指定されていません。

また、乳業メーカーが使用する原乳は、原乳の販売者である生産者団体（農協）が東北や関東などのように広域な地域で組織化されていることもあり、その産地は都道府県単位に必ずしも固定されていない現状にあります。そのため、商品名に「産地」が使われている商品を除き、特定の原産地を表示することは難しいです。

固有記号で表示された乳業工場の所在地を知りたい場合は、製造者（乳業メーカー）のお客室相談室などに問い合わせください。

Q11． 汚染された原乳を、チーズなどの原料として利用したことはありませんか？

A11

そのような事実はありません。Q3で説明したように、厚生労働省が定めた暫定規制値を超過した原乳は出荷されないため、流通している原乳の安全性は確保されています。

こうした安全性が確保された原乳のみが乳業工場に運ばれ、牛乳をはじめ加工乳やチーズなどの乳製品に利用されています。

Q12． 乳業メーカーは独自に放射性物質検査をしないのですか？

A12

定期的なモニタリング検査により、厚生労働省が定めた暫定規制値を超過した原乳は出荷できないため、流通している原乳の安全性は確保されています。その原乳を使用して牛乳・乳製品が製造されていますので、全ての製品の安全は確保されています。

なお、消費者の方々の不安に対応するため、都道府県などが独自に食品に関する放射能検査を実施している場合もあります。

Q13． 牛が食べる牧草や水、空気について放射性物質の検査はしていますか？

A13

牧草については、福島県内を一番草は19、二番草では18の区域に分け、それぞれの区域で3カ所からサンプリングを行い検査をしています。

また、「原発事故後に生産される粗飼料について暫定許容値（表2）以内のものを使用するとともに、その検査を行うこと」とされており、福島県では、一部地域を除いて、3月11日以降に収穫、外部保管された粗飼料等の利用及び放牧の自粛が行われています。福島県以外でも、岩手県、宮城県、栃木県のそれぞれ一部地域において、粗飼料の利用及び放牧の自粛が行われています。

自粛の解除は、原則として3回連続で暫定許容値を下回ることが条件となっています。

大気中及び水道水中の放射線量についても調査が実施され、それぞれホームページで計測値が詳細に公表されています。

表2 粗飼料中の放射性物質の暫定許容値 (Bq/kg)

	放射性ヨウ素	放射性セシウム
乳用牛	70	300
肉用牛	農産物の出荷制限地域	300
その他の牛用	以外で生産	5000

なお、牧草中の放射性物質の検査結果は、下記のホームページで公表されています。

福島県ホームページ「飼料作物のモニタリング検査結果」

http://www.cms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/contents?CONTENTS_ID=23963

農林水産省ホームページ「牧草中の放射性物質の調査結果について」

http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/syouhi/bokusou_kensa.html

Q14 . 学校給食の牛乳は、どのようにして供給されていますか？

A14

学校給食に供される牛乳は、原則として、その牛乳を製造する乳業工場が所在する各都道府県産の原乳（福島県産）が使用されています。これらの原乳についても、Q3で説明したように、定期的にモニタリング検査を行い、安全性を確認しています。また、厚生労働省が定めた暫定規制値を超過した原乳は出荷できないため、安全性は確保されています。

Q15 . 高い放射性物質を含んだ稲ワラを給与したことから牛肉に放射性物質が検出されましたが、牛乳は安全ですか？

A15

Q3で説明したとおり、定期的なモニタリング検査を実施し安全性を確認しています。乳牛と肉牛では主に給与している粗飼料が異なり、肉牛は稲ワラですが、乳牛には牧草が給与されています。

また、解除後の出荷管理において、適正な飼養管理をするよう巡回指導を行っています。さらに牛肉から放射性セシウムが検出されたことを受けて、立入検査を行い、原子力発電所の事故以降に集められた稲ワラなどが給与されていないことを確認しています。

Q16 . 乳業工場で製造する段階で汚染されることはありませんか？

A16

原乳の受入から充填まで、密閉されたラインとなっているので、汚染されることはありません。